

県産日本酒を活用した中心市街地活性化 支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県産日本酒を活用した中心市街地活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、山梨県酒造組合（以下「補助対象者」という。）が県産日本酒を活用した中心市街地活性化の取り組みを通じ、山梨の水と県産日本酒等のブランドイメージ向上を図るために実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、やまなしブランドの確立を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象となる経費)

第3条 補助対象者が行う補助事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費等」（以下「別表」という。）のうち、知事が必要かつ適當と認めるものとする。

ただし、補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助率)

第4条 知事が交付する補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助対象者は補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、補助対象者に求めることができる。

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助対象者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経費の配分又は内容の変更)

第8条 補助対象者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認に必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が予定期間に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は補助対象者に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ様式第6による補助事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付

決定内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の概算払の請求）

第14条 この補助金は、必要に応じて、概算払とすることができます。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第8による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助対象者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第16条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

補 助 対 象 経 費		補助率
経費区分	経 費 内 容	
謝 金	講師及び助言者等謝金	
旅 費	講師及び助言者等旅費、打合旅費、出展旅費	
庁 費	会議費、会場借上費、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、デザイン料、通訳料、賃金、食糧費、消耗品費、雑役務費等	補助対象経費の 3分の2以内
委託費	事業の一部を委託する経費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

※ 補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額で補助金額を算出すること。